

東国防人復活要請の背景

——警固関係条文の検討と防人構成員の変遷——

末創一

はじめに

九州と朝鮮半島は、壱岐・対馬を飛び石に約二〇〇キロ（対馬～釜山間の最短距離は五三キロ）の近さで面している。古代律令国家はこれら九州諸国島を筑紫（正式には西海道）と呼び、「辺要」つまり非常事態に備える「辺境」の「要」として一括認識していた。そのため筑紫統括官庁である大宰府管轄下に、防人という兵士が所属し辺境警固体制を敷いていた。

防人といえば、『万葉集』卷二十の大伴家持収集歌に代表される古代の軍事制度としてよく知られ、すでに語り尽くされた感がある。一般的な理解では、北部九州沿岸を守るために関東中部地方から交替で派遣された常駐兵士というものであろう。これは、律令の規定と断片的な史料による研究実績から構成されたものである。実際には、「凡そ兵士の（中略）辺を守るを防人と名づく（軍防令12）」とあるのみで、防人制度の

意義について明確ではない。令文自体が施行細則的な性格に起因し、唐令を基本モデルにしているため、令制以前の日本的慣習がみえにくくなっているからである。

防人制度の意義を考察する上で、大宰府から出された二つの東国防人復活要請文が参考になるであろう。

A、大宰府者、三面帶海、諸蕃是待。而自罷東国防人、辺戍日以荒散、如不慮之表、万一有變、何以應卒、何以示威。〔『続日本紀』天平宝字三年三月庚寅條の不安二〕。以降、史料の句読点は筆者による）
B、防賊戍辺、本資東國之軍。持衆宣威、非是筑紫之兵。今割筑前等六

國兵士以為防人、以其所遣分番上下。人非勇健、防守難濟。望請、東国防人依舊配戍。〔『続日本紀』天平神護二年四月壬辰條〕

この要求が提出されたのは、天平宝字元（七五七）年より防人構成員が東国人から筑紫人に交替していたことによる。Aでは、防人が東国人でなくなつたので辺境警固が乱れたといい、Bでは筑紫人が「勇健」でないので警固が成り立たなくなつたという。つまり、東国人は筑紫人に

比べ「勇健」なので、防人（辺境警固）に適している、といった大宰府官の論理が成り立つ。この時期を中心に、東国人と筑紫人をめぐって現地の大宰府と中央政府、また中央政府部内でも論争が交わされていた。

防人制度に関する施策もその度に揺れ、天平九（七三七）年から延暦十四（七九五）年まで約半世紀もの間、改廢が繰り返された。

防人に関する先行論文は、軍防令¹²にいう「辺」「守」「防人」の三点が不明確のため、論点が複雑になつていている場合が少なくない。そこで新たにこの三点を章立てに、個々の論証を通して東国人と筑紫人をめぐる古代官僚の論理を明らかにすることが本稿の目的である。

第一章 「辺」—筑紫という西の辺境—

第一節・筑紫に関する律令条文

軍防令に、防人が守る「辺」が筑紫であるという規定はない。そのため、筑紫以外の沿海諸国である日本海や瀬戸内海側にも防人が派遣されたという可能性が生じる。確かに山陰道には度々警固令が出され、瀬戸内海両岸には古代の山城が分布している。しかし、①防人が東方から津に集結後、大宰府に向かう規定があること（軍防令²⁰・⁶¹）、②筑紫以外に防人がいた史料はなく、むしろ大宰府の部局にのみ防人司が存在すること（職員令⁶⁹大宰府条）から、「辺」は大宰府統括下の筑紫であるといえる。『万葉集』に掲載する防人歌も、東国諸国を起点に難波津へ

集結し、筑紫に向けて出航するまでの行程を描写している。防人が守る辺は筑紫以外に想定できないのである。

ここでは筑紫という西の辺境について、律令条文から検討してみる。

軍防令⁶⁵（東辺条）凡縁東辺北辺西辺諸郡人居、皆於城堡内安置。（後略）

職員令⁷⁰（大國条）大國／守一人。〈掌、（中略）其陸奥・出羽・越後等國、兼知饗給・征討・斥候。壱岐・対馬・日向・薩摩・大隅等國、惣知鎮捍・防守、及蕃客・帰化。三閑國、又掌閑、及閑契事。〉介一人。（後略）

衛禁律²⁴（越垣及城条）凡越兵庫垣、及筑紫城、徒一年。〈陸奥・越後・出羽等柵亦同。〉曹司垣根杖一百。〈大宰府垣亦同。〉（後略）

略

（～～は本文註。傍線は「大宝令」条文になかつたと考えられる語句）

上記の条文を重ね合わせると、当時の辺境が存在した場所とその性格が明らかになる。まず軍防令⁶⁵の防御施設「城堡」について規定した條文をみてみる。「東辺・北辺・西辺」について「東辺・北辺。」いうころは、陸奥・出羽等の国なり（『令集解』逸文、「関市令」弓箭条古記説」と解釈するように、東辺は陸奥で北辺は出羽・越後であつた。西辺については触れられていないが、東国防人復活要請文Bの回答末尾（三章一節V期掲載史料）に「東国は勞輕くして、西辺は兵足らむ」とあるので、西辺は筑紫（西海道）であるといえる。（2）次に職員令⁷⁰で守

(長官)の職務をみてみると、陸奥・出羽・越後には「兼知饗給・征討・斥候」、壱岐・対馬・日向・薩摩・大隅には「惣知鎮捍・防守、及蕃客・帰化」と、一般国司の職務に加えて辺境国司や島司(以下、辺境官)の特別職務を追加する。そこでは、東北と西で辺境官の役割に違がみえる。最後の衛禁律²⁴は、乗り越えることを禁止する越罪について規定している。この条文は、筑紫の「城」と陸奥・出羽・越後の「柵」が対応して記載されていることが分かる。省略した後半部にも、「城柵等門」という語句があり、並列関係の施設を表している。以上をまとめると、性格が異なる二つの辺境像が浮かび上がってくる。

辺境	辺境官	辺境官特別職務	施設
東北辺	陸奥出羽越後	惣知饗給征討斥候	柵
西辺	筑紫(一島三国)	惣知鎮捍防守及蕃客帰化	城

おおまかに述べると、東北の辺境は攻撃、西の辺境は防衛的な性格がある。東北辺境官の「饗給(大宝令は撫慰)」は衣食などの供与、「征討」は軍事行動による征伐。つまり饗給と征討は、アメとムチの関係に相当する恭順方法といえる。また「斥候」は非常事態を警戒し、境外の情勢を入手することである。東北には蝦夷・蝦夷と呼ばれる先住民があり、三つの職務はこの地域に対する国家の介入手段であった。一方、西の辺境官が行う「鎮捍・防守」は、賊に対して警固することである。二

つの語句は同一の意味(『令集解』穴記説)としてよい。「蕃客」は外国使節の応対、「帰化」は戸籍に編入し内国民化することである。ところでこの西辺職務は、「惣知A及B」と結んで記載されており、東北の「兼知」と違う。性格が異なるABの職務を一括して処理せよと強調している。つまり一般国司の行う通常業務以外に、大宰府と同様、軍事と外交を扱う特別任務があつたことになる。大宝令制定時の壱岐・対馬は朝鮮半島、日向(のち薩摩と大隅が分立)は南西諸島からの入国を対象としていた。ただ問題は筑紫南部の先住民、隼人対策である。柵(続日本紀)大宝二年十月丁酉条)の存在に象徴される辺境の性格上、東北辺境官の職務規定を適用するのが妥当であろう。しかし隼人地域は、東北辺と違い「荒野」⁽⁴⁾というには疑問がある。彼らは南西諸島の人々と海洋文化経済圏を構成していたため、西辺職務で一括規定していたのだろう。大宰府は外国船舶が輻輳する内外の「閥門」で、「国境で発生する諸機能を一ヵ所に集中させて独占」することを第一とした。考課令45最条の大宰府評価基準は、一般諸国と同じ国内行政(同令46)ではない。「礼儀興行、戎具充備」と規定するように、外交(「蕃客・帰化・饗讌」大宰府条)と軍事の国境管理にある。具体的には、施行機関である「筑紫館(のちの鴻臚館)」と「防人司」を持つことで統括していた。西海道の国境管理は、特に朝鮮半島と南西諸島からの交通ルートを意識していたといえる。

「天皇の、遠の朝廷と、しらぬひ、筑紫の国は、賊守る、鎮への城そ

と、聞し食す（『万葉集』卷二十 四三三一）には、遠の朝廷である筑紫⁽⁶⁾が対賊警固の「城」だというイメージがある。筑紫における城には、律文が規定する具体的な城（防御地點）のほかに、西海道全体を国境管理の城（对外接触地帶）として捉らえる認識があつたのではないだろうか。西海道を西辺や辺要とする現実から生まれたものであろう。そうすると諸藩を待つ大宰府の「三面（復活要請文A）」が、対馬・壱岐・筑紫である可能性が出てくる。

第二節・防人の展開地域

では具体的に筑紫のどこへ防人は派遣されたのだろうか。対馬島・壱岐島・筑前国・筑後国以外に存在を示す史料は見当たらぬ。⁽⁷⁾

まず最初に、筑紫という名称について確認しておく。①九州諸国島（西海道）という意味のほかに、②「筑紫大宰（府）」という組織・庁舎の略（直轄の筑前国）、③隼人ら化外地域との区別（歴史的な移動あり）、④筑前と筑後国を合わせた旧筑紫国、⑤離島と区別した九州本土の意味などがある。さて、防人が派遣された筑紫とは上記のどれかに一致するのだろうか。それとも新たに筑紫の定義づけが必要だろうか。大宰（府）という語句が筑紫の代名詞になることもあり、また防人が壱岐・対馬の離島に派遣されたのは明白なので⑤は除外する。とりあえず①③④の筑紫を念頭に入れ、具体的に検証していきたい。

- a、壱岐・対馬・日向・薩摩・大隅
- b、壱岐・対馬・博多大津（筑前）

c、壱岐・対馬・旧筑紫国（筑前・筑後）・肥前

西海道を重要度という点から見ていくと、a b c の三地域が明らかになつた。aは、職員令大国条の辺境官特別職務である。bは、警固式に「要害」として船百隻が置かれた地域（二章二節掲載史料）。博多津は大宰府の海上窓口で、府の前身である那津官家時代から筑紫の窓口として機能していた。cは大宰府防衛ライン（大野城・水城・基肄城・関屋土塁）が広がり、府から博多湾・有明湾へ伸びる軍用道が存在した場所である。平安期以降、両湾岸に警固所が置かれている。⁽⁹⁾ 警固所が設置されたのは、その推定地に防人守備地が存在したからではないだろうか。また、旧筑紫国は、律令以前の大宰府直轄地であり、肥前には大宰府から壱岐・対馬への官道が走る。

次に弩師の設置国をみてみたい。弩師とは、西洋でボーガンと呼ばれる機械仕掛けの弓を教習・製作・修理する専門官で、辺境や沿海国へ置かれた。延暦十四年の防人廃止以降になつて本格的に設置されたのだが、弩自体は以前から配備されている（註23参照）。警固の重点地域をみると、充分参考になる。筑紫への配置は年代順に、大宰府（のち廢止）・壱岐・対馬・大宰府（復置）・肥前・肥後となる。筑後に置かれた史料はないが、大宰府に含まれていたからだろうか。

さらに筑紫六国の軍団数と所属人数を、弘仁四年八月九日官符（『類聚三代格』卷十八）からみてみる。次の表から、筑前・肥後・筑後・肥前・豊前・豊後の順に並べることができる。このなかで肥前の序列が重

要度からいって低いのは、防人配備を前提にしていたからだという。⁽¹⁰⁾ 表の宝亀十一年は、東国出身防人の派遣期（三章一節V期）に相当する。

國名	軍團數	寶亀十一年以前	寶亀十一年以後	弘仁四年以後
筑前	筑後	筑後	筑前	筑前
肥前	肥後	肥後	肥前	肥前
合計	一八	(11)	一七一〇〇人	九〇〇〇人
		四〇〇〇人(一団)	二〇〇〇人	二〇〇〇人
		一六〇〇人	一五〇〇人	一五〇〇人
		二五〇〇人	一〇〇〇人	一〇〇〇人
		四〇〇〇人	二〇〇〇人	二〇〇〇人

筑紫六国は警固上ほぼ次の様に二分できる。「筑前・筑後・肥前」は大宰府防衛と半島警固の兵站地域、「肥後・豊前・豊後」は、隼人経営の兵站地域である。⁽¹²⁾ 肥後・豊前・豊後については、郷名が隼人地域のもとのと一致（『和名抄』）し、現に豊前国民二百戸が移住した記事がある（『続日本紀』和銅七年三月丁酉条）。この区分は律令施行前後の状況で、天平期になると隼人地域以外は、半島方面への支援が中心になる。⁽¹³⁾ とくに筑紫出身防人は、六国（当初は日向も含む七国、三章のV期以降六国に固定化）を策源地とする。

ここで「諸国防人」と「筑紫防人」をめぐる大論争について考えたい。

従来の防人研究のエネルギーはほぼここに集約され、この学説を整理することが、防人研究史そのものもある。問題点は『続日本紀』の中で、天平二（七三〇）年九月己卯条に「諸国の防人を停む」といしながら、筑紫人を差して壱岐・対馬を戍らしむ」と二回停止していることに始まる。しかも、天平二年の記事はそれ以外に記述がなく、「諸国」が防人の守備地と出身地のどちらを指すのか分からぬ点にもある。天平九年の「筑紫」は、正倉院に残っていた『正税帳』から、守備地の場所を意味することが判明している。令制下において、東国以外からの防人出身や筑紫以外の守備は、軍防令や現存史料の解釈（一章一節参照）から想定できない。そこで煩雑化を避けるため、東国以外の出身や筑紫以外の守備を考えずに要点整理してみた。

- ① 「二年」で停止されたが解任が遅れ、「九年」で実際に停止
- ② 「三年」で全面停止し、のち復活するが「九年」で再度停止
- ③ 「二年」で交替を停止し、「九年」で全面停止
- ④ 「二年」で一部を停止し、「九年」で全面停止

どれも天平四年の節度使体制時にみられる对外危機を理由にしているが、それ以上の根拠に欠ける。ただ『続日本紀』の史料を信じる限り、一年と九年の間に復活記事はないし、停めると書くからには停止は実行されたはずである。そのため、④の「二年」で筑紫の某諸国守備を止め、「九年」で全面撤退したという説が妥当と考える。

野田領志氏は、防人軍は筑紫地域に律令制の基盤を形成するために編成された軍隊であつたとする。壱岐対馬防人・筑紫防人（旧筑紫国）・諸国防人（旧豊・肥国）の三つに大別し、壱岐対馬防人・諸国防人は持統三年以降、新たに律令化推進のため成立したとする。⁽¹⁵⁾また長洋一氏も内治の役割を重視し、律令以前から「筑紫防人」という語句があることから、「諸国防人」は新しい令制国を武力的に支える拠点に配備された。⁽¹⁶⁾すると大国条の隼人居住国に、壱岐・対馬同様、防人が派遣されていた可能性が出てくる。唱更国司の指揮下で、要害の地に「建棚置戍（続日本紀 大宝二年十月丁酉条）」して守っていたのだろう。しかも「諸国防人」は、蝦夷経営の先兵である旧毛野国出身者を中心に構成していた。⁽¹⁷⁾天平二年の記事は、大宰府の通常権限を越えた方向転換があつたため記載されたはずである。ともかく、隼人を含めた筑紫経営に、「勇健」な東国防人が関与していたことは確かであろう。

防人が派遣された筑紫は、①九州諸国島③隼人地域以外④旧筑紫国か、それとも別の地域なのかを最初に提議した。基本的に西海道は、南北の国境管理を行うため役割分担があつた。半島に対しては、壱岐・対馬を最重要地点とし、肥前・筑前・筑後はそれに次ぐ警固地域。防御施設が点在し防人の厚い配備が想像され、大宰府への道や烽といった情報ルートも発達していた地域である。豊前を含めれば、神籠石式山城の分布と一致する。南西諸島や隼人ら南方系の異族に対しては、日向・大隅・薩摩を最重要地点とし、肥後・豊前・豊後が支援地域。律令施行前後に、

東国出身防人の投入が考えられる。防人の派遣地域は、辺境情勢や政策によつて集中と分散が流動的であつた。一〇〇〇から三〇〇〇人の派遣人数ではとてもカバーしきれないからである。ともかく流れとしては、①の九州諸国島全体から、半島警固地域への移行があつたと考えられる。

第二章 「守」——防人警固の具体像——

第一節・防に関する律令条文

律令国家の軍事制度は、軍防令の全七六条に規定されている。軍防令に占める割合の多い条文は、軍団・軍士・防人・烽の四つに関するものである。とくに軍士と防人は、攻撃と防御の軍事行動に相当する。軍防令の「軍防」について、『令義解』は「軍は軍士なり、防は防人なり」と解釈する。軍士（征討軍参加兵士・征人）と防人は、もともと一体で辺境活動を行う中央からの派遣軍である。「辺を守るを防人と名づく」の規定は、中国大陸において無理なく理解できる。だが律令を受け入れた日本は、西辺に派遣される兵士にのみ「防人」を当てたため、「辺」の解釈をめぐつて混乱が生じた。「守」も辺を前提としているため、日本の独自性があると考えられる。

軍防令の防人に関する条文は、徵發から派遣に関する細則を中心で、「防」の警固像はみえてこない。防とは軍防令55・56・61に「向防」、62・63に「在防」とあり、防人の「守固・守当の処」を指す用語である。

令文以外の史料では防を「戍」ともいうが、中国の鎮戍制度と区別するため、以下防で統一する。ここでは、令文にないため従来見過ごされた「守」を体現する「防」について検討してみる。

a、凡天下之上鎮二十、中鎮九十、下鎮一百三十有五。上戍十有一、中

戍八十有六、下戍二百三十有五。〔『大唐六典』卷五 尚書兵部〕

b、鎮將・鎮副、掌鎮捍・防守・總判鎮事。錄事、(略)。倉曹、(略)。兵曹掌、防人名帳・戎器・管鑰・差點及土木・興造之事。戍主戍副、掌與諸鎮略同。〔『大唐六典』卷三十一 三府督護州縣官吏〕

唐の制度で防人は、「鎮・戍」などと呼ばれる駐屯地にいて辺境警固を行っていた。日本の兵部省にあたる尚書省兵部の職方郎中は、「天下の地図及び城隍・鎮戍・烽候の数、弁にその邦国都鄙の遠近及び四夷の帰化（『大唐六典』卷五 尚書兵部）」を職務としていた。この条文に統くのがaの規定で、鎮と戍の数を羅列している。鎮は戍を管轄する関係にあり（『鬪訟律』佐職統屬殿長官条の疏議）、それぞれ長官と副官がいたことはbによつて分かる。前出「職員令」大国条は、東北の辺境官は唐の都護、西の辺境官は鎮の職務を下敷きにしている。⁽¹⁸⁾筑紫の「鎮捍・防守、及蕃客・帰化」は、bの「鎮捍・防守」から取られたものである。また、大宰府防人司の職務規定である「防人正一人。〈掌防人名帳・戎具・教閱・及食料田事〉」も、bの兵曹職務「防人名帳・戎器」と対応する。

以上のことから、防人の統属関係が明白になる。唐の防人制度は、都

督府が辺境防備の「軍・守押・城・鎮（『新唐書』卷五十 兵志）」を指揮していたので、都督府統括下に鎮や戍に駐屯する防人がいたことになる。そして鎮や戍には、それぞれ内部組織があり、所属の防人を管理・運営していた。具体的には、兵曹が防人の名簿を基に武器や鍵（倉庫）

を管理し、警固活動はもちろん各種の労働に徴発動員していた。「擅興律」遣番代違限條疏議の唐軍防令逸文には、軍器・城隍・公解屋宇などと辺境官の規定としてバラバラに取り込まれた。筑紫の現状に合わせて、唐の軍事規定を受け入れたからである。唐との一番の違いは、鎮や戍ではなく都督府に相当する大宰府⁽¹⁹⁾が一括して防人の名簿を管理し、戎具・教閥・食料田を把握していたことである。そこに鎮や戍の介在する余地はなく、直接「防」の防人を指揮した。

唐では「都督府—鎮—戍」の組織編成がみえるが、日本では「大宰府（鎮西府）—防」になつている。⁽²⁰⁾これは大宰府が、防人を独占的に管理運営する権限を持つていたといえる。しかも日本の方が直接性が高い。筑紫の軍制はまず、国島司が通常業務（「兵士・器械・鼓吹」大国条）で、所属の軍団兵士を運営していた。それに加えて統轄官庁の大宰府も、自ら防人を運営し率いていた。つまり「防」は、国という枠組みを飛び越えて、筑紫全土を覆っていたのである。ただ例外は大国条の三國二島で、現地官が所属防人を運営し国境管理をしていた。「辺境官（鎮將規定）—防」の命令系統があり、国島司が介在せずに大宰府の指揮権はない。そ

のため三国二島の辺境官任命は、府の意向が大きく反映されていた。

「兵士・器仗・鼓吹」の通常業務の他に、「鎮捍・防守・及蕃客・帰化」を付け加えた理由は指揮権にある。

第二節・「在防守固」の防人

軍防令62に「在防守固」というが、防人守備地における守固の具体像は明らかではない。そこで、辺境警固に関する二つの律文を挙げてみる。擅興律10（主將守城条）諸主將守城、為賊所攻、不固守而棄去、及守備不設、為賊所掩覆者斬。若連接寇賊、被遣斥候、不覺賊來者、徒三年。以故致有覆敗者、亦斬。（日本擅興律は伝わらず、傍線が逸文。唐律の徒三年は日本律では二年）

衛禁律32（縁辺城戍条）凡縁辺之城戍、有外姦内入、謂衆不滿百人者。内姦外出、而候望者不覺、徒一年半。司主、徒一年。謂出入之路、關於候望者。其有姦入出、力所不敵者、伝告比近城戍国郡。若不速告、及告而稽留不即共捕、致失姦寇者、罪亦如之。

衛禁律32に「いうこころは、衆百人に満たずてへり」と註がある。右に掲載した二条は対応関係にあり、賊が一〇〇人以上の場合は擅興律10を、一〇〇人未満の場合は衛禁律32を適用したといえる。そこで両条から辺境警固の要点を抽出すると、①賊の攻撃に対して、主將は最後まで城を固守する、②予め守備兵を設けて非常時に備える、③賊と対峙する辺境の城は、斥候を派遣して監視体制を敷く、④力不足の場合は、すぐ

に近くの城戍や国郡に伝える、の四つに整理できる。

防人の防についても、この条文が適用できないだろうか。日本衛禁律32「内姦外出」の疏議に、「謂国内人為姦、両出向化外、或荒海之畔、幽險之中」と、沿海地域も縁辺城戍の警固対象としている。先に「凡越

本衛禁律24を取り上げた。この部分について、もとの唐衛禁律24（越州鎮戍等垣城条）は「諸越州・鎮・戍城及武庫垣、徒一年」と規定している。比較してみると、「鎮戍城」が「城柵（筑紫城、陸奥越後出羽等柵）」に換えられていることが分かる。また唐の疏議は、「諸州及び鎮・成の所には、各自城あり」というが、日本の疏議からは削除されている。

唐律の「州県城」が日本律では「国郡垣」に書き換えられていることから、日本の都市には中国のような城壁がなかつた実状を反映していることが分かる。また鎮戍城と城柵の書き換えも、「防」に鎮戍城のような城壁がなかつたため無視されたことを示す。もちろん鎮戍制度を日本独自に改変したことが大きな理由になる。しかし、在防守固する何らかの防護施設が存在し、また城柵に城主（主將・司主）⁽²¹⁾がいるように、防にも「鎮將・副や戍主・副（前節り史料）」に相当する指揮官がいただろう。藤原宇合が西海道節度使であった時の式にも、上記律や捕亡令「臨時発兵」規定⁽²²⁾をアレンジした条文が存在し、防の役目を連想させる。大宰府警固式と考えられる逸文が二つ残っている。

I、拠警固式、於博多大津、及壱岐・対馬等要害之處、可置船一百隻以

上以備不虞。（復活要請A・四不安の一）

同年月日条ほぼ同じ）

II、案警固式云、簡練舟機備於不虞者。（『類聚三代格』卷五 承和七年

九月二三日官奏の主船復活理由

両方とも「節度使從三位、藤原朝臣宇合時式⁽²³⁾」に相当するものと考えられる。注目すべきは、不虞に備えて舟を置き簡練していた事である。

（24） 節度使の任務に「百石以上を勝載する船」の建造がある。IIは大宰府主船（司）の復活理由に引用された史料。職員令24兵部省条や同69大宰府条によれば、主船司は難波津と博多に置かれ、官船や外国船を修理・管理していた。このうち難波津の主船司は兵部省の部局で、全国の船舶数を帳簿で把握し非常時の動員に備えていた。二つの主船司は瀬戸内海路の両端に位置し、防人の輸送にも関わっていた。⁽²⁵⁾ そのうち大宰府主船（司）に把握される官船は警固活動に使用されており、防の位置と活動内容によって防人が乗員であった可能性が出てくる。防人は防人司のもと「式に依つて鎮戍（三章一節IV期史料）」しており、この式が警固式に相当する。また、もう一つ別の警固に関する式をみてみる。

III、須縁海村邑見賊來過者、當即差使速申於國。々知賊船者、長官以下

急向國衙、應事集議、令管內（司）警固（虞）且行且奏。（其一）
賊船卒來着我邊岸者、當界百姓執隨身兵、并賣私糧（糧）走趣要處、致死相戰必待救兵。勿作逗留令賊乘間。（其二）（以下、其六まであるが略す）

（『類聚三代格』卷一八 宝龜十一年七月二六日勅符、『続日本紀』

「其一」は上記律文の要点のうち、③賊と対峙する辺境の城は、斥候

を派遣して監視体制を敷く、④力不足の場合は、すぐに近くの城戍や国郡に伝えるに、「其二」は①賊の攻撃に対応して主將は最後まで城を固守する、に対応する。「其三」以下「其六」までは、戦士（兵士・白丁）

の集結・隊伍編成や国司の乗用馬・兵糧携帯や支給の事を規定しており、②予め守備を設けて非常時に備える、を具体化したものである。ただし

この警固式は、渤海使の日本海沿岸への来航に伴って「大宰に准じ」、北陸道諸国のために規定されたもの。そのため大宰府の式との違いが問題になる。I・IIの警固式は防人警固に関する當時の式、IIIは防の点を繋ぐ線の役割を持つた非常時の式といえる。⁽²⁶⁾ 山陰道節度使の多治比県守

も「備辺式」を管轄諸国に頒布している。第八次遣唐使だった宇合と県守は、按察使・鎮撫使・節度使制度と一緒に学んできた。⁽²⁷⁾ おそらくこの

二人が唐での経験を生かして、有事に即応し地理に見合う総合的なマニュアルを誕生させたのだろう。軍団や戍・烽を記載した『風土記』の編纂も、この延長線上にあると考えられる。

在防の防人は大宰府から派遣された指揮官のもと、国境管理活動をしていた（壹岐・対馬や隼人三国は、現地官に直接指揮権）。すなわち彼らは、日常は水上交通の監視・臨検活動（櫓？警固船？）や倉庫の器材修理（營繕令8・軍防令59）、食料田での耕作を行い、時には六十日交替で、大宰府に上番し防人司の教閲や築城にも参加した。一方、非常時

には船や防護施設⁽²⁸⁾で「射戦」中に死守し、近くの「城戍国郡」に非常を告げ援軍を待つた。沿岸部では長距離兵器の弩が有効であつただろう。「置防与烽（『日本書紀』天智三年是歲条）」の記載からは、防（人）は簡易的な烽と一体であつたとも思われる。実体は防の遺跡検出に待たなければならない。

第三章 「防人」——東国人と筑紫人をめぐつて——

第一節・防人制度の変遷段階

防人制度は構成員によつて大きく三つの段階に分けることができる。
成立期（東国人）・動搖期（東国人と筑紫人）・変質期（筑紫人・夷俘・当島人）であるが、そのなかで動搖期は東国人と筑紫人をめぐつて、六回の変遷段階が確認できる。この時期は、東アジア秩序の激動を背景にしている。唐は渤海との対立に、新羅を介入させ、渤海を包囲孤立させようとした。そこで渤海は日本へ遣使し、新羅包囲の軍事同盟を求め、新羅もまた日本へ朝貢の外交使節を送る、という戦略構図が出現していた。

I、東国出身防人（大宝律令施行から天平九年まで）

白村江で敗れた直後に置かれた防人は、天武・持統期の律令整備を通じて制度化され、大宝軍防令に結実する。筑紫へ向かう防人船の沈没記事（『日本書紀』天武十四年十二月乙亥条）、筑紫防人の年限交替記事（『日本書紀』持統三年二月丙申条）が、防人制度化の証拠となる。その

後、派遣手段をめぐつて部分的な改正はあつたものの、天平二年になつて突然停止記事が現れ、九年の「筑紫人」防人初見となる。

是日、停筑紫防人、帰于本郷。差筑紫人、令戍壱岐対馬。（『続日本紀』天平九年九月癸巳条）

この史料で、筑紫人が派遣されたのは「壱岐対馬」とある。すると筑紫本土は、すでに東国人から筑紫人へ交替していた防もあつたと解釈できる。天平二年に朝鮮半島警固地域以外の筑紫から、東国人の帰還や壱岐・対馬への集中があつたと考えられる（一章二節参照）。「本郷」に帰還したのは壱岐・対馬と朝鮮半島警固地域にいた東国人であろう。天平二年前後は、渤海と唐・新羅の関係が危機的状況下にあつた。神龜四（七二七）年の渤海使初来日（軍事提携要請）、五年の大宰府官による香椎廟（三韓征討伝説の神宮皇后廟）参拝。天平二（七三〇）年八月の遣渤海使帰国（軍事提携批准）と九月の諸国防人停止。同三年の鎮撫使任命（戒厳体制）、四年の遣新羅使帰国と節度使による臨戦体制⁽²⁹⁾。このような緊迫した状況下で、天平五年の渤海による山東半島（登州）渡海攻撃が敢行された。日本と新羅の間でも、天平三年に日本兵船三百艘が新羅東辺を襲っている（『三国史記』新羅本紀）。この記事に関する日本側の史料はないが、同二年に対馬へ防人の集中があり、哨戒活動や水軍訓練が活発化したため勃発した遭遇戦だと考えられる。節度使体制終了後の九年にも、新羅の対等外交姿勢から征討論が起きている。ともかく西海道は藤原宇合を中心に「民息い兵強く刃鎗と謂いつべし（『続日本紀』

天平宝字三年三月庚寅条、不安四の回答)』といわれるまでに軍事力を充実させ、以降の对外警固における基本モデルを完成させた。この時期は、長屋王の変で光明子の皇后冊立に成功した、藤原四兄弟の政権期に一致する。

II、筑紫出身防人(天平十年から十八年まで)

天平十(七三八)年の東国防人引き揚げにより、制度創設以来初めて防人は筑紫人のみになつた。この時期は以前とは全く逆に軍縮期といえる。東国人の引き揚げに始まって、健児の停止、辺境以外の軍団停止へと続く。節度使体制の維持や天然痘で荒廃した国内の復興と、仏教による鎮護国家建設(東大寺大仏と国分寺建設)⁽³⁰⁾のため、国と地方の財源(庸・雜搖)確保が軍縮の理由であつた。これは藤原四兄弟の病死後、政権を受け継いだ橘諸兄とブレーンの吉備真備・玄昉の政策であつた。天平十二(七四二)年の大宰少弐・藤原広嗣の乱は、ブレーン二名を、政界から抹殺する事を大義名分に引き起こされた。藤原氏勢力の衰退、左遷への怨恨、そしてこの時期の軍縮政策に対する反感も理由と考えられる。軍縮は藤原氏、とくに広嗣の父宇合の路線に逆行するものだつた。乱の鎮圧後に大宰府は、その軍事的統括の役割が否定され廃止となる。しかし翌年には、鎮西府の設置があり将軍が任命されている。この職務は軍事的色彩が濃厚で、直前の対新羅外交に理由が求められる。大宰府廃止時の防人司業務は、一時的に筑前国が事務を行うが、鎮西府成立によつて復活されたといえよう。

III、東国出身防人(天平十九年から天平宝字元年まで)

天平勝宝七(七五五)歳二月までに東国出身防人が復活していたことは、『万葉集』防人歌から判明する。いつの時点で復活していたかは不明であるが、天平十八(七四六)年十二月にII期で停止した軍団(東国兵士)⁽³¹⁾の復活があり、東北辺境の鎮兵が停止している。防人と鎮兵は同じ東国という人的供給源を共有しているため、十八年復活と言うことができる。この時期と次のIV期は、藤原仲麻呂が平城京還都(天平十七年)を境に光明皇后の庇護で台頭し、紫微中台設立で中央政界を掌握した時期に相應する。大宰府も同時に復活している。軍事政策は藤原四兄弟の頃に戻され、吉備真備は天平勝宝一(七五〇)年に筑前(のち肥前)国へ左遷され警固に携わる。二度目の遣唐使から帰ってきた真備は大宰大弐となり、博多津西岸に怡土城を建議造営している。II期・III期における筑紫での真備は、I期の宇合と共通するものがある。二人とも渡唐経験者で大宰府の中心人物、兵法に詳しく述べて西海道節度使に就任している。

IV、筑紫出身防人(天平宝字二年から神護景雲二年まで)

勅曰。大宰府防人、頃年差坂東諸国兵士発遣。由是、路次之国、皆苦供給、防人産業、亦難弁済。自今已後、宜差西海道七国兵士合一千人宛防人司、依式鎮戍。其集府之日、便習五教、事具別式。

(『続日本紀』天平宝字元年閏八月壬申条)

「頃年」とはIII期の派遣期間を指し、大隅・薩摩を除いた筑紫七国計

一〇〇〇人を防人司に充て、東国兵士と交替したとする。ここで「坂東諸国兵士」を「東国諸国兵士」としない点に問題が生じる。防人構成員は坂東八国のみではなく、東国全体が派遣対象国であった。それは『万葉集』の進歌国から判明する。⁽³²⁾「坂東」が問題になつたのは、東北辺境に派遣する鎮兵復活に理由がある。東北経営は坂東を主な人的供給源とし、物的供給を他の東国諸国に求めていた。筑紫人への交替理由に「路次の国、皆供給に苦しみ、また防人の産業また弁済し難し」とある。派遣ルート沿いの国が経費負担に苦しみ、また防人徵発後の家業履行が困難になつていたと考えられる。天平宝字元（七五七）年四月に、防人と鎮兵の田租を免除した記事があり、II期で停止していた鎮兵がこの頃復活していた。⁽³³⁾防人は課役を免除（賦役令19）されていたが、租も加え負担の軽減に努めた。しかしこの二方面の供給による困窮は解消されず、ついに防人派遣の停止となつたのである。

東国人の防人が廃止された天平宝字元年五月は、仲麻呂の父である不比等が定めた養老律令が施行されている。続いて七月の橘奈良麻呂の乱で、仲麻呂の独裁が決定づけられた。そんな天平宝字三（七五九）年、唐で安禄山の乱が起きると、真備は城（怡土城）の造営に筑紫出身防人を動員している。東国出身防人復活要請Aが大宰府から提出されたのはこの時である。同年六月、再び渤海と呼応した新羅征討の「行軍式」施行で第二次節度使体制に移行する。壱岐・対馬・肥前の兵士は兵站ルート確保のため、動員計画に編入されていない。⁽³⁴⁾その後、仲麻呂・淳仁天

皇と孝謙上皇との対立が深まり、仲麻呂は挙兵するが上皇軍に鎮圧される。

V、東国出身防人（神護景雲三年から延暦二年まで）

（前略・復活要請Bの回答部分のみ掲載）勅。修理陸奥城柵、多興東國力役。事須彼此通融、各得其宜。今聞、東国防人多留筑紫。宜加撫括、且以配戍。即隨其數、簡却六国所点防人、具狀奏來。計其所欠、差點東人、以填三千。斯乃東國勞輕、西辺兵足。

（『続日本紀』天平神護二年四月壬辰条）

筑紫には、III期の帰還以降もなお多くの東国人がいた。現地女性との結婚や永住希望・逃亡等により残留していた。⁽³⁵⁾まず残留東国人を防に再配備し、筑紫人防人をその分減員する。この結果を奏上して、足りない分を東国から派遣し三〇〇〇人体制にするとある。一見、IV期で一〇〇二〇〇〇が派遣され三〇〇〇となつたといえなくもない（筑紫人・残留東国人・東国人の三者混合）。しかし「其所欠」の意味が混乱してしまう。後述するVI期の史料にも「其所欠」とある。そちらは三〇〇〇から残留東国人を除外して、欠けた数であることが判明する。この解釈から、暫定的に残留東国人と筑紫人の混合三〇〇〇人とし、東国人の欠けている部分（筑紫人の人數分）を新規到着で補つたといえよう。ここに再び東国人だけの防人が復活したのである。東国人の到着は二年後の鎮兵三〇〇〇人停止頃に違いない。また動員目的は、征討頓挫と内乱後の対新羅外交への対処だろう。とくに營城監（天平宝字八年～宝亀三年）や怡

土城専当官（二代目）。天平神護元年（神護景雲二年）・水城専当官任命（天平神護元年～宝龜三年？）との関係を指摘したい。なぜなら鎮兵増員は城柵造営のためもあり、防人も怡土城に動員された例があるからだ。しかも、伊治城造営時には同じ三〇〇人の鎮兵が動員されている。

暫定混合防人は怡土城を完成させ、東国出身防人は水城修理と以降の警固を行つたといえる。これは内乱鎮圧の功労で右大臣に昇進した吉備真備の政策であった³⁷⁾。道鏡政権の新たな国境管理が始まったといえる。

VI、残留東国人・筑紫人混合防人（延暦二年から延暦十四年まで）

縁蝦夷騒動、停相替辺戍。□人懷土、況久羈旅。宜就彼防、簡願留徒、并括旧防逃留、以配常戍。其所欠者、差當土兵士補之者。

（『類聚三代格』延暦十四年十一月廿二日官奏「応廃防人以兵士宛辺戍事」引用の同二年五月廿二日騰勅符）

「蝦夷騒動」とは、二年前（宝龜十一年）の伊治公皆麻呂の乱である³⁸⁾。「向防三年（軍防令8兵士上番条）」が実行されていたとすれば、「相替」を始めたのはV期復活後五回目に当たり、旧防人は六年間も駐留していったことになる。しかし、いつまでも停止しているわけにはいかず（軍防令55）、延暦二（七八三）年に東国人を帰還させた。残留希望と逃留の東国人を再配備し、足りない人数を筑紫人で補つた。東国人か筑紫人か

で揺れる防人構成員に関する政策は、暫定期間を除けば初めて両人混合体制となつた。これ以後、東国から派遣されることは二度となく、残留東国人も延暦十四（七九五）年に筑紫の戸籍に編入されている（下記史

料）。V期の東国人からVI期の筑紫人への流れは、「去延暦年中、以東国人配防人、後以筑紫人配之。而並停廃也」³⁹⁾と触れられていることからも証明できる。

（前略）今聞。防人相替一周為期。久倦戍場、自廢家業。加以防人為費、觸事尤多。臣等望請、專廢防人、各差當土兵士、彼此量便配其常戍。唯壱岐対馬等二戌、隔海懸遠、有煩往還。一依旧例、以為防人。夫旧防人⁴⁰⁾」編付以点兵士。如不願留、及欲隨父者、差押領使、依例進上。其防人之官、同從停廃。（後略）

（『類聚三代格』延暦十四年十一月廿二日官奏「応廃防人以兵士宛辺戍事」後半部分）

防人制度はついに、壱岐・対馬を除いて廃止された。筑紫本土の「常戍（防）」には筑紫人が一年交替で当てられたという。しかし、これは延暦二年との違いが不明である。一番の違いは、「專廢防人」である。防人の完全撤廃という点から二つを比較すると、次の三点が明確になつてくる。筑紫人による一年の「常戍」体制が、各国の裁量による通常の六十日番上体制になつたこと、残留希望の東国人とその子供は筑紫の戸籍に編入され、防人構成員の本質「東国人」が完全消滅したこと、その結果大宰府部局の防人司が廃止されたこと、である。

防人司廃止前後で、その職務がどのように大宰府から國へ引き継がれたかを検討してみる。この場合、筑紫本土の在防兵士を対象とする。防人司の職掌である「①防人名帳②戎具③教閱④食料田事（大宰府條）」

が、国司の「①兵士②戎具③鼓吹（大国条）」や軍団の「①検校兵士②充備戎具③調習弓馬・簡閱陣列（軍団条）」に移行したと考えればよい。①まず「防人名帳」は不要になり、各国の「歴名簿（軍防令14）」で現地軍団に検校される。大宰府官僚の方針による配置（軍防令59）はできなくなつた。②従つて防人に付隨した「戎具」も、大宰府で管理運営する必要がなくなり、⁽⁴¹⁾ 国の「器仗帳（軍防令4・42）」で充備する。③

「教閥」の場所は大宰府ではなく各國府となり、「調習弓馬・簡閱陣列」の試験を受けることになった。④「食料田」は放棄され、収穫物を太政官に報告する必要もなくなった。防人司職員の評定基準は「防人調習・戎装充備（考課令48最条）」とある。防人司職務のうち、とくに②③の武装動員が最重要課題であった。これは軍団にとつても同様であつただろう。大宰府は壱岐・対馬防人に関して、直接指揮権はないと先に論証した。この時、府独自の判断で武装動員できる防人という直接手段を失つたのである。

第二節・東国人と筑紫人

以上、防人構成員中心に変遷過程を簡単にまとめるところになる。

I、東国人配備期（藤原鎌足・不比等・四兄弟政権）天智～聖武朝

白村江敗退以降の迎撃態勢化で大規模動員。のち制度化され律令に結実。对外警固の城塞を、筑紫・瀬戸内間から筑紫に整理。それに先立つ国郡制施行（隼人地域は抵抗により遅れる）で対内支援。天平期、アジア動乱に対応して節度使や式による警固徹底化。⁽⁴³⁾

II、筑紫人配備期（橘諸兄政権）聖武朝

東国人は筑紫からの全面撤退。筑紫人への部分的な交替はあつたが、全面交替は初めて。天然痘による政権崩壊、神亀元年以来の東北経営（鎮兵制誕生）強化、鎮護国家創出の国家的事業が背景。東国の財政力が、構成員の交替を左右する。

III、東国人配備期（藤原仲麻呂政権①）孝謙朝

軍事政策は、I期の状態に復活。特に鎮兵停止、東国（坂東以外）軍団の復活は、再派遣の前提条件。新羅への強行外交を指向する政権復活が直接理由。外交の裏付けとなる筑紫警固強化のため、東国経営を停止。怡土城築城に防人動員。

IV、筑紫人配備期（藤原仲麻呂政権②）淳仁朝

東北経営の再始動（鎮兵復活）で、筑紫六国出身者一〇〇〇人に交替。その翌年、唐の大乱で警固指令。大宰府から東国人派遣を要請するが、東北経営稼働中のため政府は無視。

V、東国人配備期（道鏡～藤原百川政権）称徳・光仁朝

征討計画頓挫と内乱で、警固強化。三〇〇〇人体制は、當城監指揮下の緊急築城のため。残留東国人と筑紫人の暫定防人で怡土城を完成させ、二年後到着の東国出身防人で水城を完成させる。のち東北の騒乱や新羅の外交姿勢、新羅国内情勢（内乱・天災）による難民で、警固強化。

VI、残留東国人・筑紫人配備期（藤原政権）桓武朝

東北戦争の長期化で、東国人撤退。残留希望の東国人に加え、筑紫人で補う。のち残留東国人を、筑紫の戸籍に編入。以後、東国人の派遣なし。壱岐・対馬以外、防人（防人司）を廃止。大宰府管内運営の直接手段なくなる。

変遷を通じていえることは、①筑紫人はあくまでも繋ぎで、東国人が防人の中心であること。筑紫人の内、II期は疫病後に成立し国内復興を目指す政府の財源確保策。IV期は東北経営の発動。V期では、あくまで東国人到着までの暫定的なもの。最後のVI期でも、残留東国人に筑紫人で補うとし、東国人中心を貫く。次に、②大宰府が兵士常戍軍「防人」を維持しようとしていること。VI期で筑紫人の一年交替にしてまでも、残そうとしている。③政権交替に左右されている。防人をめぐる論争の始まりはII期の天平九年ではなく、競合する鎮兵ができる神亀元年から継続していたと考えられる。⁽⁴⁴⁾

防人司廃止の二大理由が、常戍制と東国人的廢止であることはVI期史料から明らかである。これは防人制度の本質だからだと考える。常戍制は、筑紫諸国や軍団と関係なく、大宰府の裁量で運営できることを意味する。しかも東国人は「勇健」で質が高い。壱岐・対馬が延暦十四年以降も「旧例」で運営されているのならば、大宰府に専門部局が存続してもよいはず。だが廃止されたのは、西海道警固は国司を通した運営に一本化するという方針を打ち出したからである。二島は離島で朝鮮半島に最も近い。大宰府の指示⁽⁴⁵⁾があるまで、一次対応をしなければならない。

即応性の必要から「鎮捍・防守・及蕃客・帰化」の国境管理機能を付与されていた。大宰府は二島防人の直接指揮権がなく、人的（東国・筑紫人など）・物的（食料・武器など）な供給に限定されていた。すると筑紫本土の防人廃止が、大宰府指揮下の常備軍廃止を意味することになる。

防人司廃止理由に①②を挙げたことと一致する。③の復活論争は、①②の本質をめぐつてである。養老令（大宝令）は東国からの派遣を前提にして、条文を作成している。東国人中心の常備軍という原則は、実際に最後まで守り通されている。

防人制度廃止の直接理由は「久しう戍場に倦み、自ら家業廃す。加えて防人をもつて費と為し、觸事尤も多し（VI期史料）」と、在防兵士や徴発された家の生活苦、また莫大な防人維持費捻出の困難を挙げている。筑紫人でもこのような状況なのだから、東国人ではなおさらである。同様の理由は、「路次の國、皆供給に苦しむ。防人の産業、また弁済し難し（IV期史料）」という記事にもある。しかしこれらは、今に始まつたことではない。制度創設時から無理を承知で行つてきたのであって、新たにここへ求める必要はない。構成員の変遷理由は「陸奥の城柵を修理すること、多く東国の力役を興す。事須らく彼此通融して、各その宜を得べし。（中略）斯乃東国は勞輕くして、西辺は兵足らん（V期史料）」と、律令国家が東北と西にある二つの辺境を、東国という一つの人的供給基盤で賄つていたことにある。「賊を防ぎ辺を成るは本、東国の軍に資る（復活要請文B）」は、辺境警固が東国の大宰府の役割であることを明確に

表現している。東国の社会構造変容や律令軍制崩壊過程として捕らえ
る説もあるが、決定的な理由は絶え間ない東北の「蝦夷騒乱」と筑紫の
「内外無事」以外にない。

第三節.. 東国人の「勇健」とは

古代の中央政権は防人を「勇健」と評価する。資質はそれほど優れて
いたのだろうか。白村江の船戦で敗退したのは、西日本の国造軍であり、
その打撃を補うため、東国の国造軍を駐屯させる。これが東国出身防人
の起源になったと理解されている。しかし一時的ならまだしも、常駐・
制度化して約一世紀（制度化後、半世紀）も続くだろうか。東国から筑
紫の辺境まで動員するには初めから無理があった。防人歌は派遣兵士
や家族の経済的・心理的負担を描写する。しかし、あえて無理を承知で
維持されていた。

一口に「東国」といっても、三つの地域認識があることが証明されて
いる。①三関から東の関東、②遠江から東の東海道・東山道、③碓井・
足柄峠以東の坂東。そのうち②が防人徵発地域である。本来なら服属段
階や地理的隔絶（律令では都からの距離で遠国に区分）により、③の坂
東が防人徵発地域と考えるのが普通であろう。しかし遠江から坂東以西
(中国に区分)も含んでいる。古代に東国という語句はあるが、対立用
語の西国はない。それは、西国に為政者である中央政権の基盤があり、
東国は中央にとって東部開拓のフロンティアであった。高橋富雄氏は東
の辺境を時代によって「古東部・新東部・極東部⁽⁴⁸⁾」に区別し、防人徵発
国は古東部に相当する。東国の調もまた、こうした歴史の違いを民族的に
捉らえて課したものだろう。

中央政府にとって、東国人は「勇健」と評価が高く実際に中央の政変
を左右する存在である。中央政界への道もある程度開かれ、防人に逃留
を制す」が辺境を維持する際、中華思想が提示する基本理念である。つ
まり通常は直接手を下さず、周辺民族によつて經營するのが常套手段で
ある。ある民族（本当に民族かは関係なく、擬制もありえた）をまるま
る軍隊に組織化し、先兵として当たらせることは世界の植民地經營に共
通する。何をもつて民族とするかは議論があるところなので、歴史や文
化・慣習の違いから生まれる共同体を取り込んだものと考えたい。これ
は防人制や鎮兵制を支えた東国人にも、ある程度重ね合わせることがで
きる。

も防人歌で、「荒し男（『万葉集』卷二十 四三七一・四四三〇）・醜（四三七三）」と「勇健」であることを自負している。

東国人は蝦夷（俘囚・夷俘）と違い、民族といえるほどの違いはない。歴史的な共同体として捉らえるべきだろう。新しい服属地域に親衛軍としての軍役を課した。その期待に答えることで評価を得て、いつしか東国人のアイデンティティになつていった。「四方の国には、人さはに満ちてはあれど、雞が鳴く東男は、出で向ひ顧みせずして、勇みたる猛き軍卒（四三三一部份）」や「今日よりは、顧みなくて大君の、醜の御楯と、出で立つわれは（四三七三）」⁵¹という防人の評価や意識、「額に箭は立つとも、背は箭は立たじ」という授刀舎人の誓約がある。どちらも構成員である東国人についての記述で、自らを大君の御楯に喻えている。

東国以外の「四方国」にいだく対抗心や優越心も汲み取ることができる。古代国家は東国の絶対忠誠の上に成立していた。⁵²律令軍制成立後も防人組織に国造の遺制を残したのは、親衛軍「皇御軍（四三七〇）」の伝統地域である東国社会を尊重したものだろう。残つたのではなく、あくまでも国家が残したのである。東国人は軍事的役割を通して、出身母胎に対する帰属意識をもつようになつていったといえよう。

大宰府による国境機能の独占という側面からも、「勇健」の理由が考えられる。例えば、筑紫の武器は他国から支給されたり、府が一括して製造を行つていた。⁵³また、博多津や豊前の門司に、内外の水上交通を集中させている。そして「化外人」と「化内人（とくに帰化人）」が接触

したり、武器を交易することを禁止している「雜令」29蕃使往来条、「関司令」6弓箭条）。橋本裕氏は防人制度について、「在地有力者の動向によつて一国の对外防備の体制が動搖しないように彼らの力を利用することを最小限に抑え、律令国家がより直接的に掌握しうる兵力を保有しようとしたのではなかろうか」という。つまり、賊の辺境活動は、侵入と内通の二つに分けられる。内外の有害活動に備え辺境警固を盤石化するため、府は現地と無関係な東国人を必要とした。「勇健」という語句は、大宰府による国境機能の独占システム上、東国人の有効性を主張する強調表現でもあった。

おわりに

筑紫（西海道）は、西辺と呼ばれる辺境地帯であつた。実際には西辺内部で北と南に二つの国境をもつっていたが、中央政府（律令）は全体として外国人と接触する国境地帯と位置づけていた。古代の国境は帶（フロンティア）として捉らえなければならぬが、朝鮮半島と対峙する地域はとくに要塞化され、線としての現代的な国境が自然発生した。防人令成立時には、隼人地域中心に筑紫内部へも介入した。隼人地域には東北の鎮兵同様、内陸の柵に駐屯した可能性がある。しかし基本的には沿

海に駐屯地を置き、内外の水上交通管理を通して律令化の推進力となつたことだろう。

筑紫は半島と対峙し、白村江敗戦と半島介入断念で国境として意識されるようになつた。そのため東北西の辺境のなかで、最強のシステム、つまり洗練された警固態勢であり、「勇健」な東国防人の存在が要求された。唐・新羅連合軍の上陸可能性という未曾有の危機で、筑紫は国家の命運を賭けた決戦場になることが予想された。徹底的な軍事物資の集中や百濟からの亡命兵法家による要塞化。そこに精銳部隊を置くのは当然であつた。危機が回避され律令制定で大宰府の国境管理体制が整うと、瀬戸内海の城塞警固は放棄され新段階に入った。防人構成員をめぐる政策論は、新段階の律令警固体制下で生じた。半島の動きに對して、筑紫内部では「沿岸百姓（防・戍）—国府—大宰府（節度使）」の情報伝達があり、有事には「東国人（防人）—筑紫軍団—西日本の軍団（筑紫以外）」の順に対応していく。

冒頭で挙げた「東国人は筑紫人に比べ勇健なので、防人（辺境警固）に適している」という大宰府官の論理は、辺境を守る高度化したシステム維持にあるのではないだろうか。東国人を止めることは、国境警固の不可分な本質である「常戍制と東国人」の半分を放棄する事に他ならぬ。律令防人制度に基づく大宰府の筑紫直接支配を根幹から左右するものである。そのため東国人による常駐を何とかして維持しようとする努力がみられる。しかも東国人は、舍人以来の伝統的な親衛軍や開拓集団

の負担がかかり、もともと無理を内在している。従つて現地の筑紫人に移行しようとする政策は自然の流れである。筑紫内外の平和と東北の騒乱は、防人制度停止を決定づけるのに十分な契機となつた。

筑紫人が「非勇健（復活要請文B）」の理由が見つからない。この筑紫人に対する評価は、東国人と比べた相対的なものに過ぎない。大宰府国境管理独占システムにより「鎮城の醜の御楯」、つまり「筑紫の勇健な東国兵士」を維持することが、東国防人復活要請の背景であつたといえよう。

註

(1) 橋本裕「大宰府管内の軍団制に関する一考察」（関西学院史学）一七 昭和五一年。遺稿集『律令軍団制の研究』昭和五七年再録 の註13において、「類聚三代格」卷十八、延暦十四年十一月廿二日官奏や延暦二十一年十二月□日官符などから、「防人はもっぱら大宰府のみに配備されるもの」とする。長洋一「古代西辺の防衛と防人」（古代文化）四七一一 平成七年）もこれを支持し、天平二年に停めた「諸国防人」は、大宰府管内守備の防人であることを主張する。ちなみに西海道□西辺□辺要の根拠は、上記『三代格』史料による。

(2) 「類聚三代格」卷十八、延暦十一年六月七日勅（延暦二十一年十二月□日官符所引）に、「陸奥・出羽・佐渡国及び大宰府は、地これ辺要にして、備え無くべからず」とある。

(3) 改新詔二条に「斥候・防人」の用語が見える。サキモリと呼ばれる警固兵士が、すでに存在していても不思議ではない。ウカミとサキモリは東西の辺境に置かれた警固の人や施設である。どちらも斥候業務を行うが、所在地から独自の呼称が生まれたのだろう。現地国造の配下が守備していたと考えられる。中国の制

度から「防人」の文字を当てたが、『万葉集』の「埼守」が本来の意味を反映した漢字である。

(4) 高橋富雄『辺境——もう一つの日本史』(教育社新書13 昭和五四年)は、アメリカ西部開拓のターナー理論を日本古代東部經營に用いて、辺境を「文明が荒野と接合する境界線ないし境界地帯」と理解する。その意味からすれば、隼人は蝦夷より早い段階に臣従(『記紀』海幸彦の山幸彦への誓い。隼人舞の起源神話)しており、律令制下に荒ぶる人たちと対抗する国境(フロンティア)はあっても、未開で開拓すべき荒野という点に関し、東北(新東部)と異なっていたのではないか。

(5) ブルース・バートン「古代日本の国境と大宰府」(『異国と九州』雄山閣 平成四年)。大宰府を「国境を管理するために置かれた中央政府の派出機関」とし、その国境を「海上の接触型フロンティア」としている。「陸上の接触型フロンティア」が、高橋氏の辺境に相当する。「国境で発生する諸機能(人・物・情報)」については、同氏の「大宰府の国境機能——八世紀を中心として」(『西海と南島の生活・文化』古代王権と交流8 名著出版 平成七年)に詳しい。また、半島方面の国境が現代的な「固定化された線(バウンダリー)」に類似するのは、本来の「拡大する帶(フロンティア)」が対抗する権力により制限され自然発生的に生まれたものだとするのは、国境警固の防人を考察するうえで極めて示唆的である。同氏「境界からの日本史——想像の境界、現実の境界——」(『現代思想』二四一九平成八年)。そこで筆者は、国防や防衛とは国境線を前提にした主権確保の近代的概念であることに気付き、警固という用語を使用した。

(6) 田村圓澄『遠の朝廷考』(『古代文化』四二一五 平成二年)。「遠の朝廷」は大宰府政府ではなく、都より遠隔にある「天皇によって統治される国土と人民の総体」であったとする。

(7) 壱岐・対馬は多くの史料に散見する。とくに「対馬上県郡竹敷埼防人」は、新羅方面の鼓声を聞き火を視認している(『続日本後紀』承和十一年八月戊寅条)。これは半島から最短五三キロの距離にあって、釜山を展望する位置にある上県町棹崎のことか。また壹岐には「十四処要害之埼」を警固させた記事(『続日本後

紀』承和二年三月己未条)があり、「海東諸国記」の浦の数と一致する。この時に防人はいないが、防の位置を受け継いだ可能性がある。筑前は博多湾内の残島(現、能古島)北端部にある也良崎に「也良埼守」がいて(『万葉集』卷一六三八六六)、博多津に入港する船舶を監視していた。筑後は「筑後國天平十年正税目録帳」に、還郷防人のため十日分の食料を支給している(帰還の分担費用説もあり、直接の存在を示す史料かは疑問)。

(8) 田中正日子「大宰府の内外問題と兵制の動向」(『北部九州の古代史』所収名著出版 平成五年)によれば、大宰府から北へ水城西門を抜けて筑紫館遺跡に直行する官道と、同じく大宰府から南へ関屋土塁を抜けて有明湾に出る途中の官道(肥前国神埼郡の北駅路)を軍用道とする。両道共に九世紀には、廃止されている。

(9) 博多湾側の「博多警固所(寛平七年三月十三日官符)」は、福岡城内の鴻臚館遺跡付近に想定される。福岡市中央区天神の警固神社は警固三柱の大神を祀り、福崎山(福岡城内、筑前国那珂郡岩戸郷警固村)から遷座した社伝がある(警固神社略記、頒布由来書)。のち独自の官舎をもつたようで、福岡市西区十六町斜ヶ浦塚から「警固」の文字瓦が出土している(鏡山猛『大宰府遺跡』ニユーサイエンス社 昭和五四年)。一方、有明海側の「肥最埼警固所」は、島原半島南端の口之津に想定されている(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路IV』大明堂 昭和五四年)。

(10) 田中正日子「田中前揭論文」

(11) 「類聚三代格」卷十八 弘仁四年十二月廿九日官符所引の宝龜十一年十月廿三日官符。高橋崇「律令兵制における軍団数と兵士数」(『続日本紀研究』一〇一四・五合併号)の説により表に記載した。山内邦夫「選士制とその周辺」(『日本古代史論苑』遠藤元男先生頌寿記念論文集 昭和五八年)もこの説を支持する。

(12) 田中前掲論文。この他に、筑前・筑後(旧筑紫国)が大宰府の兵站であることは、天平六年四月廿一日木簡(『大宰府木簡概報』二一四八)が証明する。「筑前」・筑後兵士五四人が、大宰府に「定役」として上番していたようだ。旧筑紫国を直轄していた遺制といえよう。また兵法家である吉備真備が左遷されたの

は、筑前と肥前であつた。やはり筑前・筑後・肥前は一体であるといえよう。

(13) 「古記」の書かれた段階にはすでに、「伊伎（壱岐）・対馬・陸奥・出羽これら」と隼人地域が入っていない（『令集解』仮寧令10官人遠任条古記説）。

(14) ①倉住靖彦「古代の大宰府」（古代史研究選書 吉川弘文館 昭和六〇年）の第五一一「防人制の変遷」、②井上薰「國分僧尼寺建立勅発布と藤原広嗣の乱」（奈良朝佛教史の研究）所収 吉川弘文館 昭和四一年）筑紫以外の防人守備説。

岸俊男「郷里制廃止の前後」上（『日本歴史』一〇六 昭和三二年）東国からの防人出身説、③田中卓「防人考」（『続日本紀研究』三一一〇 昭和三一年）全国から防人出身説、④註14・15 参照。

(15) 野田嶺志「防人と衛士」（教育社歴史新書26 昭和五五年）。

(16) 長前掲論文。氏は和銅六年十月戊午条の防人専遣から遞送制への変化を、筑紫内部を対象としたものと理解する。

(17) 「駿河国正税帳」の防人数（二〇八二人）は、東海道諸国の「和名抄」郡郷数にほぼ比例している。比例関係からは、「周防国正税帳」の防人通過人数（一八七七人）では東海道のみの分としては多いが、東山道の分まで配分できない。防人が一〇〇〇人単位で派遣されていたことは、軍防令19有所征討条による。派遣人数が二〇〇〇人とすれば、東山道の一部は最初から含まれていなかつたといえる。野田・長両氏は、諸国防人を停めた時に帰還者がいるという。野田氏は諸国防人の構成員を東山道諸国とするが、郡郷数との比例関係から、旧毛野地域中心と考えたい。ちなみに「筑後国正税帳」記載の防人（三八七人、人別四把で計算）「周防国正税帳」の防人と合せて二三六四人）は、食料管内分担説も有力で決め手に欠ける。いずれにせよ一〇〇〇単位に欠けた人数は、天然痘死亡者や筑紫残留者であろう。

国名	遠近等級	郡数	郷数	防人数	歌提出数	備考
伊豆	遠江	中 中 中	中 中 上	一三	五九	二〇(一〇)
骏河	河	中↓下	大↓上	七	九六	一八(一一)
遠	江	中	中	三	一二	以下東海道

甲斐	中	下中上	四	三一	三九
下	武藏	信濃	常陸	下総	相模
上	野	中	遠	安房	房
下	下	遠	遠	上	遠
上	武	遠	遠	大	遠
中	藏	中	遠	上↓大	上
中	野	中	遠	大	中
下	下	上	大	上↓大	大
上	上	上	大	一	八
中	中	一〇	一	四	六七
上	上	一	一	七	三二
下	下	一	一	九	三三
上	上	一	一	二二三	一九(一三)
中	中	一	一	二七〇	二三(一二)
下	下	一	一	二六五	坂東
上	上	一	一	一七(一〇)	坂東
中	中	一一(三)	一	以下東山道	
下	下	一一(二)	一		
上	上	一一(四)	一		
中	中	坂東	坂東		
下	下	坂東	坂東		

武藏は宝亜一年から「東海道」。相模の遠近は、古記によると「中」。

国等級変遷は、山田英雄「国等級について」（『古代学』九一 昭和三五年）によく。

防人歌提出数の（）は、拙劣歌を除いた『万葉集』収録数。

(18) 高橋崇「律令国家東北史の研究」（吉川弘文館平成三年）の一一八「東北型律令制—其の一」でb、二一五「城戍とは何か」でaの史料について整理している。

(19) 「日本書紀」天智六年十一月乙丑条に「筑紫都督府」とある。『善隣国宝記』所引「海外国記」には、「日本鎮西筑紫大將軍」ともいう。

(20) 中国では都督が節を帯びると節度使と呼ばれ、「節度使—鎮—戍」の関係になる。日本の場合、「節度使（鎮所）—戍」となるのは、「出雲国計会帳」にみえる。

唐の鎮戍制の影響がみえるが、語句を利用したに過ぎない。東北の「鎮守府（鎮所）—戍」についても同じ事がいえる。また、藤原広嗣の乱にも鎮という語句が出てくるが、戍・營などともいわれ統一性がない。日本に唐のような鎮戍制がなく、鎮や戍は単に守備（名詞・動詞）という意味もある。広嗣の三鎮はその所在地や組織から、防の可能性が指摘されている。筑紫出身防人（三章一節II期）が駐屯していた防に、征討軍迎撃の大増員がなされ、報告書の中に鎮という名称をもち込んだのだろうか。

(21) 今泉隆雄「古代東北城柵の城司制」(羽下徳彦編『北日本中世史の研究』吉川弘文館 平成二年)。表で「唐・日律の越罪の比較」を行い、軍防令52辺城門条と衛禁律24越垣及城条の「城主」を城柵にいた国司だと結論づけた。辺要地域の城柵に国司を城司(城主)として駐在させる制度を「城司制」と名付けた。筑紫の場合、「大野城司」が実在したことに触れている。広嗣の乱時の京都鎮は、大宰府史生の小長谷常人が鎮長(大・小長あり)として指揮し戦死している。彼は天平十年六月に、後般防人(第三船団)の部領使として、前年廃止の東国出身防人を率いている(周防正税帳)。防と組織的な共通性がある。

(22) 下向井龍彦「捕亡令「臨時発兵」規定について—国衙軍制の法的源泉ー」(『続日本紀研究』二七九 平成四年)。

(23) 「続日本紀」宝亀十一年七月丁丑条。同条文中には「多治比真人縣守等時式」があり、「備辺式二卷状」に相当する。これは天平五年十二月二十一日の符で、山陰道節度使の多治比縣守から出雲国に頒布された(『出雲国計会帳』)。天平六年の「要地六處儲置暨并應置幕料布條」や「応定兵士番條」は、式に基づく追加策か。すると『出雲國風土記』の宅伎戍(現、簸川郡多伎町の田儀港)や瀬崎戍(現、八束郡島根町の瀬崎港)は、沿岸部で弩を配備し軍団兵士が番上していたといえる。前戍は海流を想定して石見との国境近くにあり、後戍は隱岐への渡海地で突端部に位置する。どちらも船による機動的な警固が考えられる。

(24) 「続日本紀」天平四年十一月丁卯条。北啓太「天平四年の節度使」(『奈良平安時代史論集』上 吉川弘文館 昭和五九年)は節度使の任務を、出雲国の『風土記』や『計会帳』を駆使して整理している。警固式を宇合の時定められたものとし、船による要害警固体制を想定している。

(25) 兵部少輔の大伴家持が歌を作った「館門」(『万葉集』巻二十四三九七)は、兵部省の難波支厅で防人乗船業務にかかる主船司があつたと考えられている。そこは難波宮の港で帝都への入口に当たり、外国使節来航時に船による儀礼や威圧行動も指示していた。大宰府の主船司(現、福岡市西区周船寺)も、同様の機能が考えられる。

(26) IIIは沿岸部百姓の「確認・戦闘・報告」と内陸部国司の「勤員・戦闘・報告」

に分けられる。つまり初動機能と援軍機能である。律というより、下向井氏(註21)がいう臨時発兵規定の影響がある。初動機能については常時と非常時に分けられていたと予想される。辺境警固に関する律が、常時②③と非常時①④に分けられるからだ。大宰府の警固式は、「城戍(城や防)」への通報規定が存在したはずである。

(27) 大原良通「唐の節度使と日本の遣唐使」(『史泉』七七 平成五年)は、第八次遣唐使で宇合・県守自身が学んできたものとする。

(28) 防の巨大な施設が、対馬の金田城や筑前の怡土城である。両城の遺跡は沿岸部に位置し、船と連動した警固が考えられる。金田城の三つの木戸から走る道は、海に向けて岩礁を降りていく。怡土城も主船司推定地と隣り合う。防ではないが屋島城も臨海性をもち、瀬戸内海狭隘部の重要な地点に位置する。金田城と屋島城が天智六年の記事にある点を重視したい。また長門の関城も、船との連動なくして関門海峡の臨検はできない。

(29) 惣管と鎮撫使・節度使の連動性は、唐の法的根拠から論証されている(大原前掲論文)。また、下向井龍彦「軍縮と軍拡の奈良時代」(『歴博』七一 平成七年)も、軍事力強化・対新羅武装警戒(節度使)への戒厳体制(惣管と鎮撫使)とする。

(30) 下向井前掲論文。財源(労働力)確保の視点から、軍団の改廃を七期に区分して見通している。第七期については、同氏「光仁・桓武朝の軍縮改革について—律令軍制の解体と律令国家の転換—」(『古代文化』四九一 平成九年)。

(31) 東国人を筑紫に派遣するには、軍団(東国兵士)や大宰府(防人司)の復活を必要条件にする説がある。しかし、鎮兵や防人制(筑紫人)は継続中で矛盾が生じる。防人は筑前国(臨時事務のみ)や鎮西府(天平十五年から十七年に存在、大宰府へ移行)が受け継いでいたと考えられる。

(32) 「万葉集」巻二十「相替遣筑紫諸国防人等の歌」。坂東だけではなく東国全体から歌が提出されている。提出してない伊豆・甲斐・安房国は、財政規模が小さいので、今回の徵發はなかったのだろう。拙劣歌だから掲載されなかつたのではない。東北への征討軍派遣時にも、徵發されなかつた事例がある。

(33) 防人と鎮兵の対応関係については、鈴木拓也「古代陸奥国の軍制」(『歴史』七七 平成三年)の説に示唆を受け、防人構成員の段階を明確にすることができた。

(34) 「続日本紀」天平宝字五年十一月丁酉条。水手七五二〇人中、肥前は四〇〇人、対馬は二〇〇人で、他国のように船・兵士・子弟の負担は動員計画から除外されていた。この水手は、東海東山道節度使 藤原朝彌の管轄下に入っている。当時の為政者、仲麻呂の息子が三軍の中心を形成したといえる。地理的に対馬と肥前の人々は水手として優れており、しかもその乗組員は勇健な東国軍である。

(35) VI期史料に「旧防遺留」とあり、「類聚三代格」寛平六年八月九日官符には、「往年配遣之人、或因嫁娶為居、或習漁釣為業。留住不帰、往々而有。今新点之民、或蕩没或逃亡」という。現地の女性と結婚したり同化する事により、残留を希望した防人がいた。逃亡の場合は、追捕され防人司に連行し处罚された(捕亡令1囚及征人条)。しかし両方とも東国人ということで、再配備の対象となっている(VI期史料)。

(36) IV期の史料や軍防令19有所征討条から、防人は毎年一〇〇〇人交替の三〇〇〇人で構成されていたという説がある。しかし軍防令19は、一〇〇〇人を防人最低勤員数としているだけで根拠にはならない。なぜなら、軍防令24将帥出征条は一軍の最低人数を三〇〇〇とし、19でも侍従の宣勅を受ける征討軍は「満三千」としているからである。同条文中で内舎人の宣勅を受ける防人「満一千」は、派遣最低人数を規定しているだけで、交替人数とは考えられない。

(37) 北條秀樹「初期大宰府軍制と防人」(新版「古代の日本」3九州・沖縄 角川書店 平成三年)この説を補う史料は、翌年に真備が対馬に食料を献納している記事である。辺境情勢を体験上よく認識していた真備ならではの施策であろう。

(38) 伊治公皆麻呂の乱は、前代未聞の大事件で伊治城・多賀城が陥落している。征討軍やそれに伴う物資の動員数も前代未聞で、とても防人の交替要員を確保するどころではなかつた。この時、縁海諸国に警固令が出されており、筑紫にも兵士の増員があつた(註11参照)。東北辺と西辺の政策が連動している事例である。東国出身防人が一部引き揚げた可能性がある。

(39) 「類聚三代格」天安三年三月十三日官符。「続日本後紀」承和十年八月戊寅条も「去延暦年中、以東国人配防人、後又筑紫人配防人、而並停廢也」とほぼ同文。対馬島司から大宰府への奏上を引用する。

(40) 欠損部分はあるが、前後の記載からほぼ内容を推測することができる。「父に隨うを欲する者」とは、東国男性と筑紫女性との間に生まれた子供の扱いを問題にしている。戸令14新付条では、父に従うことを父子の常道としていたが、大宰府部内などの辺境国で生まれた場合、当該地に定めることになつていて。防人全廃に当たり、残留東国人の最終意志確認が行われたのだろう。

(41) 「類聚三代格」貞觀十一年五月二日官符の「府庫器仗、依延暦年中官符旨、永為不動」に、防人廃止との関係を指摘したい。

(42) 田中前掲論文。肥前国神崎郡の空閑地六九〇町は、防人がいなくなつたため残つた食料田(乗田)とする。「続日本後紀」承和九年八月丙子条の藤原衛起請に、「四曰、辺要之地、為有警虞。延暦年中、特立制文、不許開田」と開田を許可していない。これは防人の旧食料田を対象として出されたものとする。

(43) 野田前掲新書では、天平以前の防人制度を成立(文武期)→大宝律令成立期)と変質期の二つに分ける。すると制度としての推移からは、I期は三つに分けられる。

(44) I期で西海道節度使に任命された藤原宇合が、「前議」の片寄りを不満に思つた(『筑前國風土記』逸文)とするのは、東北経営への片寄り、つまり東国出身防人に関するものではないだろうか。ちなみに復活要請A回答「東国防人は衆議して充さず」の衆議は防人に關する太政官決議を指す。

(45) 警固と入國管理の関係は、「続日本紀」宝亀十一年二月庚戌条に「勅筑紫府及対馬等戍、不將表使莫令入境」とある。

(46) 中山蕉「防人廃止理由についての一考察」(『岡山史学』一一 昭和三七年)。中山氏は從來の説を検討し、「東国の社会構造の変容」と「蝦夷の地の守りに東国の果たす役割」を強調する。

(47) 「類聚三代格」寛平六年九月十九日官符に「至于延暦年中、内外無事」とあり、「扶桑略記」同年月日条も同文。実際に防人廃止のほか、軍團廃止(辺境以外)、

豊前門司の過所勘査停止、大宰府鷦鷯廃止、烽候廃止（大宰府以外）、四天王法停止など無事を背景にした施策がなされている。『類聚三代格』巻十八、弘仁四年八月九日官符には、「今迄宇又寧、中外無事」という。

(48) 高橋富雄前掲論文。

(49) 防人歌は、大きく二つに分けることができる。忠誠と別離という相矛盾した内容の歌がある。大伴という武人の家の家持が『万葉集』巻二十にまとめた意図を考えると、総合的に捉らえる必要性が出てくる。家持自らが「たらちねの母が目離れて、若草の妻をも纏かず（中略）大君の命のまにま、大夫の心を持ちて、あり廻り事し終らば、つつまはず帰り来ませ（四三三一）」と歌うのは、別離の悲哀を越えた「ますらお」精神をモチーフにしている。

(50) 軍防令55防人向防条は、「家人・奴婢・牛馬」を連れていくことが許されていた。「令義解」の解釈では、妻妾までも連れていいくことができる。『日本靈異記』中一三では、「前守（防人）」が母親を筑紫へ連れていった話を載せている。『続日本紀』神亀元年二月乙卯条には、陸奥國鎮守軍卒が、本籍を除いて蝦夷の地で父母妻子と生業を営むことを許されている。防人の「且耕且戰（大宰府不安三）」と鎮兵の「且守且耕（『続日本紀』延暦五年四月庚午条）」は、東国人の屯田兵としての開拓能力を期待したものである。これとは対照的に、征討軍は婦女などを連れていけない打撃部隊であった（軍防令27征行者条）。

野田氏は、東国村落は軍団の徵發ではなく「独自に防人を提供するルールと機構をもつていた」という。そして国造の遺制について、「かれらの意志と伝統において防人軍に参加していたことを示していた」という。「古東部」の人たちは、開拓団としての意志と伝統から「新東部（東北）」や筑紫へ派遣されていったのだろう。

(51) 『続日本紀』神護景雲二年十月一日詔勅。『続日本紀』神亀五年八月甲午条の中衛三百人は「東舍人」と呼ばれている。これら親衛軍は東国人を中心に構成されていた。大化改新直前には、蘇我氏も皇室をまね東国人を護衛に付けていた。護衛は「東方僕從者」と呼ばれ、「健人」ともいわれていた。

(52) 高橋富雄『日本史の東と西』（創元新書 昭和四七年）。西国はその先進性の

ゆえに、内部では連邦権力のように横に結ばれる面が強かつた。東国は植民地として、朝廷には縦に結ばれる絶対服従の関係にあつたといふ。

(53) 岸俊男（『防人考—東国と西国—』）『日本古代政治史研究』塙書房 昭和四一年）は、防人歌作者の肩書きから「国造丁一助丁一主帳丁一火丁一上丁（防人）」の組織を想定した。

(54) 橋本前掲論文。『続日本紀』靈亀元年五月甲午条や天平宝字五年七月甲申条などから、「大宰府が兵器製産能力を独占しようとして、（天平宝字五年まで）管内諸国における兵器製造を認めなかつたとみるのが隠当なのではないか」としている。

(55) 『類聚三代格』延暦十五年十一月廿一日官符所引、天平十八年七月廿一日官符は、豊前門司を経ずに筑紫から公私船舶が航海することはできないと厳命している。豊予海峡にも、往来を阻止するため、戍が設置されていた（『続日本紀』靈亀二年五月辛卯条）や烽（『豊後國風土記』海部郡の「烽武所」）が設置されていた。（56）橋本前掲論文。

○その他に、万葉集は日本古典文学大系七『萬葉集』四（岩波書店 昭和三七年）を、風土記は日本古典文学大系二『風土記』（岩波書店 昭和三三年）、日唐律文は『訳註日本律令』（東京堂出版）を参照した。